

居宅支援めぐみの会運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社メディカル・アートが開設する居宅支援めぐみの会（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センタ、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 居宅支援めぐみの会
- 二 所在地 東京都練馬区石神井町5丁目3番22号 2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 4名以上 常勤職員 4名以上（管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業時間

- 一 営業日 月曜日～金曜日
ただし、祝日及び12月31日～1月3日までは休みとする。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票はMDS方式等を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、通常の事業の実施地域を越え1km毎に 20円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、練馬区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- 二 継続研修 年 2 回
- 三 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社メディカル・アートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止の措置に関する事項)

第 11 条 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待、ハラスメント防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ・高齢者虐待防止担当：管理者

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

居宅介護支援事業所 運営規程 別紙料金表

居宅介護支援費

		(単位数)	利用料
居宅介護支援費Ⅰ	要介護 1・2	1,086	月 12,380円
(取扱件数40件未満)	要介護 3・4・5	1,411	月 16,085円
居宅介護支援費Ⅱ	要介護 1・2	544	月 6,201円
(取扱件数40件以上60件未満。40件以上60件未満の部分のみ適用)	要介護 3・4・5	704	月 8,025円
居宅介護支援費Ⅲ	要介護 1・2	326	月 3,716円
(取扱件数60件以上。60件以上の部分のみ適用)	要介護 3・4・5	422	月 4,810円

【その他加算】

		(単位数)	利用料
初回加算	1月につき	+300	3,420円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	1月につき	+250	2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)		+200	2,280円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	1月につき	+450	5,130円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	1月につき	+600	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	1月につき	+600	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	1月につき	+750	8,550円
退院・退所加算(Ⅲ)	1月につき	+900	10,260円
通院時情報連携加算	1月につき	+50	570円
ターミナルケアマネジメント加算	1月につき	+400	4,560円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度	+200	2,280円

特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき	+519	
特定事業所加算(Ⅱ)		+421	4,799円

注：特定事業所加算については、算定する場合のみ記載してください。
なお、算定のためには届出が必要です。

《料金表作成の注意事項》

- 加算については、各事業所ごとに要件を満たし、算定が可能なものを記載してください。
(算定のためには届出が必要なものがあります)
- 介護報酬については、以下の告示等を確認のこと。
 - ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
 - ・厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）
 - ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（平成12年老企第36号）